

第3節 水害予防計画

関係機関	農林課・道路河川課・土木管理室・下水道総務課・下水道工務課
------	-------------------------------

本市域内における主要河川及び多数のため池等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施するものとする。

第1 河川の改修

本市域における河川の実態を常に把握し、緊急性の高いものから計画的に改修事業の実施に努めるとともに、府管理河川についても、決壊又は氾濫防止に万全を期するものとする。

(1) 準用河川

10年に一度の降雨（1時間雨量48.9mm）に対応できるよう整備をすすめる。

(2) 普通河川

緊急度の高い箇所について、護岸の整備をすすめる。

河川改修計画

1 和泉市

（平成16年3月31日現在）

河川名	箇所名	左右岸別	護岸	堰	堤	橋	梁
			m		箇所		箇所
準用河川 東松尾川	松尾寺町	両岸	1,500 (1,500)		5 (5)		5 (5)
準用河川 長谷川	久井町 ～若樫町	"	1,800 (1,800)		14 (14)		3 (3)
準用河川 勝江川	納花町 鍛冶屋町	"	1,366 (1,093)		10 (8)		2 (2)
普通河川 羽床川	平井町 国分町	"	1,350 (703)		10 (4)		1 (1)

()内は完了済

2 大阪府

（平成16年3月31日現在）

河川名	改修区	域	要改修延長
			km
榎尾川	(自)泉大津市界	(至)府道大川橋	12.6
松尾川	(自)忠岡町界	(至)府道久保之川橋	9.3
東榎尾川	(自)榎尾川合流点	(至)塩谷橋	1.2

第2 水路の整備

市内密集地及び宅地内における浸水は、水路等に破棄されたゴミ等に起因することが多いことから、地域住民に対し意識向上の啓発活動を実施するとともに、市はその整備事業の実施に努める。また、土地改良区、水利組合等の協力を得て危険箇所の把握を行うものとする。

第3 老朽ため池の整備

豪雨等により堤防の決壊等を未然に防止するため、定期的なため池の調査を行い、老朽ため池の実態把握に努める。また、ため池管理者に対し適正な維持、管理について啓発指導にあたりるとともに、危険なため池の改修、また防災上重要なため池を中心に、改修補強工事を実施する。

た め 池 の 現 況

[平成15年度]

市 町 村 名	A 級	B 級	C 級	計	関 係 事 務 所
和 泉 市	2	16	52	70	泉州農と緑の総合事務所

A級：特に重要な水防ため池

B級：重要水防ため池

C級：要水防ため池

本市のため池の現況は、資料編に掲載のとおりである。

第4 道路面の^レ水防止対策

豪雨又は溢水防止対策による道路面の流水を防止して交通の確保を図るため、低地帯の道路については、統計的な冠水の程度に応じて工事時又は補修時にかさ上げをしたり、また雨水の一時貯留や浸透性舗装の採用など流出量を抑制する施策を講じ、順次冠水道路の解消に努めるものとする。

第5 湛水防除事業の推進

農地内の湛水による被害を防止軽減するため、ポンプその他の整備、排水施設の改良・整備、ため池堤防の強化等を推進する。

第6 下水道の整備

市街地の浸水被害の防止軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

第7 調査点検

地域内の災害危険区域を調査し、実情を把握するため関係機関と協力し、科学的な立場から実態調査を行い防災の万全を期する。

第8 情報収集伝達体制の整備

市は、気象に関する観測施設を適切に配置・整備し、観測体制の充実に努めるとともに、防災テレメータ（雨量、河川水位等）、ため池防災テレメータ（ため池水位等）等によって得られた情報の有効活用や、防災関係機関相互の情報交換や連携に努める。

資料編	要水防河川の現況 ため池の現況
-----	--------------------